

## セーフハーバーにおける財務諸表との一致

メタデータ	言語: ja 出版者: 静岡大学人文社会科学部 公開日: 2015-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 永田, 守男 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.14945/00008082">https://doi.org/10.14945/00008082</a>

## 論 説

## セーフハーバーにおける財務諸表との一致

永 田 守 男

## はじめに

法規定あるいは契約には、多くのセーフハーバー規定が設けられている。もちろん法人税法<sup>(1)</sup>のなかにも多くのセーフハーバー規定が定められており、その規定も多様である。このセーフハーバー規定のなかには、税務処理をおこなうにあたって財務諸表との一致を求めるものもある。一般に、課税所得計算と財務会計における利益計算が独立しているとされる米国において、セーフハーバーにおいて財務諸表との一致つまり財務会計における利益計算との一致を求める要因は何かを、また本則等によることなくセーフハーバーとして規定する要因は何かを検討し、セーフハーバーによる財務諸表との一致要件は、財務会計における利益計算に歪みを生じさせることなく財務諸表数値を課税所得計算に用いることを可能にするものであることを明らかにする。

本稿では、はじめに内国歳入法典Sec.446における帳簿一致要件と、後入先出法の利用にあたって要求される財務諸表との一致要件を明確に区別し、後者の一致要件は前者の一致要件を前提にさらに一定の目的を実現するために課せられていること、さらにセーフハーバーにおける一致要件は財務諸表との一致要件であることを示している（Ⅰ）。つぎに、基準、ルールおよびセーフハーバーの相違と機能について整理する（Ⅱ）。そして、Caubleの所論にしたがって、セーフハーバーの概念整理を検討し、それらにもとづきセーフハーバーの機能およびその機能が意思決定に及ぼす影響について検討を加えている（Ⅲ）。最後に、セーフハーバーの機能にもとづいて財務諸表との一致要件の意味を検討している（Ⅳ）。

## Ⅰ. 帳簿要件

## 1. 内国歳入法典Sec.446

内国歳入法典は、会計方法について次のように規定している。

<sup>(1)</sup> とくに断りが無い限り、「税法」には内国歳入法、財務省規則、レベニュー・プロセジャール等の内国歳入庁のガイダンス等を含んだ意味で使用している。

「課税所得は、納税者が自己の帳簿において規則的に利益を計算するその会計方法にもとづいて算定されなければならない。(Sec.446(a))」

「納税者が規則的に用いる会計方法が存在しない場合には、または納税者が用いる会計方法が所得を明瞭に反映しない場合には、課税所得の計算は財務長官またはその代理人が所得を明瞭に反映すると認める方法によってなされなければならない。(Sec.446(b))」

この条項の「規則的に利益を計算するその会計方法」の文言から、課税所得は基本的に納税者が財務会計で採用する方法にしたがって算定されることになる。さらに、財務省規則1.446-1において、「…特定の取引もしくは事業について、それについて認められた状況または実務に従って一般に認められた会計原則の継続的な適用を反映する会計方法は、通常、所得を明瞭に反映するものとみなされる…」と定めている。ゆえに、財務会計目的において一般に認められた会計原則(Generally Accepted Accounting Principles)にしたがって利益を計算する会計処理方法にもとづき、それとは異なる規定がある場合または所得を明瞭に反映しないと判断される場合をのぞいて、課税所得が算定されることになる。この条項は、わが国のような確定決算主義を採用していない米国においても、課税所得計算において財務会計における利益計算を前提とするという会計方法に関する税務会計と財務会計の一般的な関係を示している。

## 2. 「帳簿目的」は「財務諸表または財務報告目的」を意味しない

Sec.446(a)は、納税者が自己の帳簿において利益を計算する目的で採用している会計方法を課税所得計算でも用いるという一般的な関係を示している。この規定に従えば、納税者は税務目的で特定の会計方法を採用したい場合には、帳簿利益目的で事前にその会計方法を採用している必要がある。これは、原則として帳簿利益目的における会計方法の選択は、課税所得計算に及ぼす影響を念頭において決定しなければならないことを意味する。したがって、法人税法が帳簿利益目的で採用している会計方法とは異なる方法の使用を規定していない場合には、税務目的の方法と帳簿利益目的の方法は一致することになり、また一致していなければならない。さらに、課税所得計算を第一義的な目的として考えるならば、帳簿利益目的の会計方法は税務目的の会計方法と一致していることが望ましい。このことは企業の規模あるいは株式を公開しているか否かにかかわらず、両目的の会計方法の基本的な関係である。

しかしながら、上述の理解にもかかわらず実際には帳簿要件にかかわるさまざまな問題が生じる。これは「帳簿利益を複数の方法を用いて計算すること、帳簿会計のある方法から別の会計方法への変換調整をすること、税務目的で用いられる方法以外の方法で債権者や株主に報告をする

ことから生じる (Gertzman, 2-7)」。これは帳簿利益の計算が財務諸表利益の計算を直接的に意味するものではないからである。企業はさまざまな目的で帳簿利益を算定する必要がある。それはたんに、規制産業において監督機関向けの利益計算と投資家向けの利益計算をおこなうというレベルにとどまらず、意思決定目的のためにさまざまな補足的情報を作成しなければならないからである。もちろん、一般的には、帳簿の利益計算は財務諸表利益の計算を意味すると解することもできるが、それら以外の目的による利益計算も企業にとって重要であり、企業の日常の業務活動においては、財務諸表利益計算以外の利益計算にかかわる情報が有用なものとなろう。このため企業は、さまざまな観点から複数の利益計算にかかわる情報を維持する必要が生じる。

このような複数の利益計算がなされる状況においては、いずれの利益計算にかかわる情報が Sec.446(a)の文言における「利益を計算する目的」のものとなるかが重要となる。たとえば、税務目的での棚卸資産会計における後入先出法の利用についてみてみよう。後入先出法を採用する企業は、投資家向けの損益計算書における利益計算との一致が求められている。その一方で、後入先出法を採用している企業は、投資家向けに先入先出法または平均法による利益情報を間接的に開示している<sup>(2)</sup>。このためここでは企業は、Gertzmanの指摘する、帳簿利益を複数の方法で計算している状態にある。このような場合に、Sec.446(a)の文言にある帳簿において利益を計算する目的で採用している会計方法とは、後入先出法であるのか、あるいは先入先出法または平均法であるのか問題となる。課税所得を減少させたい企業の立場からすれば、後入先出法がそれに該当し、逆に増大させたい内国歳入庁の立場からは先入先出法または平均法がそれに該当することになり、税務紛争へと発展することになる。これを避けるために、実務的には「税務目的とは異なる会計方法による財務会計情報については、補足的 (supplementary)、補助的 (auxiliary)、あるいはメモ (memorandum) のラベリングをすることが重要 (Gertzman, 2-20)」とされている。これらの文言がラベリングされている情報については、帳簿利益計算に該当しないものとされており、後入先出法に関しても、先入先出法または平均法による利益情報は補足的なものとして位置付けることが重要と理解されている。後入先出法を採用している企業は、他の方法による利益情報を補足的なものとして位置付けることにより、後入先出法を帳簿において利益計算をする方法として扱うことができる。これによりSec.446(a)の一般規定をみたとともに、さらに後述する損益計算書における利益計算もまた後入先出法を採用しているとして財務諸表との一致要件を充たすことになる。

このように、Sec.446(a)の帳簿要件をみたすためには、税務目的で採用したい会計方法を帳簿で確立することが重要であり、次に税務以外の報告目的で要求されるかもしくは望まれる方法に帳

<sup>(2)</sup> 先入先出法または平均法による利益情報の開示手法については、永田守男 (2010) を参照されたい。

簿の会計方法を修正することになる。このとき帳簿の修正は副次的な記録手段でおこなわれる必要がある。(Gertzman, 2-20) 重要なことは、Sec.446(a)の規定は、帳簿利益計算との一致を規定しているのであり、「財務諸表との一致を要件としているものではない(Gertzman, 2-19) ことである。その規定は、帳簿に対して向けられたものであり、帳簿から作成される財務諸表に向けられたものではないのである。したがって、財務諸表における利益計算の方法との一致は、必要な場合には別途定められることになる。内国歳入法典において財務諸表との一致を求めているのは、前述の後入先出法や、かつての定率法や棚卸資産評価における全部原価法(full absorption method)などに限定される。

たとえば、後入先出法の規定を創設するにあたっては、財務諸表との一致の要件はSec.446(a)で具現されている帳簿要件とは別個の、それとは区別された要件であることが立法過程において明確にされたという。さらにそこでは、後入先出法を使用する権利には帳簿要件のみならず、株主、パートナーあるいは他の出資者への報告書、信託受益者への報告書、あるいは信用目的の報告書において他の方法を使用することはできないという追加の要件が課されることが示されたという。(Gertzman, 2-19) 後入先出法における財務諸表との一致の要件には、Sec.446(a)の要件とは別の意図が込められているのである。その意図することは、後入先出法による課税所得の減少という恩典的措置に対する制限的規定として機能させることであった<sup>③</sup>。このため、一般規定を前提にしてさらに追加的の要件として規定されたものであり、Sec.446(a)の要件とは異なる意図が込められたものである。

一方、Sec.446(a)が求める帳簿において利益を計算する方法とは、文言通りに帳簿に記録しそれを維持する方法を意味するのであり、財務諸表における利益または利益計算の方法と直接結び付けるものではない。それは「課税所得を計算するにあたり、財務報告のために用いられている会計方法を利用することが納税者にとって適切かつ便利であるという実務上の要請の実現であった。これによって納税者が税務目的と財務報告目的の両方のために一組の帳簿と記録を維持することを可能にする(Gertzman, 2-8)」ものであり、財務報告目的の帳簿と税務目的の帳簿の二組の帳簿体制を排除することを目的としていた。つまり、財務報告目的の帳簿から無修正で財務諸表が作成されるわけではないので、同一の帳簿からそれぞれ財務諸表と法人税申告書が作成されることが意図されている。財務報告目的の帳簿が財務諸表に直結しているものではない。このため、Sec.446(a)の規定は、帳簿上の利益計算に向けられているのであり、財務諸表上の利益計算に向けられたものではないことに留意する必要がある。これに対して、後入先出法のように帳簿ではなく財務諸表における利益計算の方法との一致には異なる役割が期待されている。

<sup>③</sup> 詳しくは、永田守男(2010)を参照されたい。

### 3. 財務諸表との一致

課税所得計算の方法と財務諸表の利益計算の方法との一致を求める規定には、いくつかの形態がある。前述の後入先出法については、内国歳入法典Sec.472および関連規則において定められており、納税者が後入先出法を税務目的で利用するためには、帳簿においてのみならず財務諸表における利益計算においても用いなければならない。

後入先出法に対するこの要件の目的は、その導入時の経緯から明らかになる。後入先出法導入のきっかけは財務省規則による基準棚卸法の廃止提案およびKansas City Structural Steel訴訟における最高裁判所判決での同法の否認が原因であった。これに対して、後入先出法の支持者が財務省への働きかけから議会に直接働きかける方向へと転換したことによる成果であった。1938年歳入法の当初草案では、すべての業種への適用を認めていたが、税収減への懸念から業種限定と財務諸表との一致要件が導入された。その翌年度にはすべての業種への適用に拡大されたが、その一致要件は維持された。これは後入先出法が財務会計において認められた会計方法であることを根拠に導入が求められたので、それを理由にして、つまり後入先出法が所得を明瞭に反映する方法であるならば財務諸表においても適切な利益計算方法として採用されているはずであるとの論理のもと、税収減への歯止めとして後入先出法の魅力を低減させることにあった。(永田(2010), pp.74-81) 財務諸表との一致要件導入時の論理と目的は現状においても変わるものではない。

後入先出法における一致要件にくわえて、内国歳入法典においては定められていないが、内国歳入庁が財務諸表の利益計算の方法との一致を求める場合がある。これは納税者が会計方法の変更について内国歳入庁長官の許可を求めた際にその承認の条件として付すものである。この会計方法の変更申請は、所得を明瞭に反映する会計方法から同じく所得を明瞭に反映する方法への変更を求めるものである。

内国歳入庁長官はこの申請を認めるか否かについて広い裁量権を有している<sup>(4)</sup>。長官はこの申請の可否についてたいてい以下の要因を検討する。(Gertzman, 8-81)

- 変更の事業上の理由
- 現方法が所得を明瞭に反映していたか否か
- 申請している方法が現方法よりも所得を明瞭に反映することになるのか
- 申請している方法が財務報告目的でも利用されるのか
- 変更による税務上の結果
- 他の納税者が同様の申請をしたときに、変更の承認もしくは否認の先例としての影響力

しかし、内国歳入庁はこれらの要因の優先順位についても、またどの要素が考慮されているか

<sup>(4)</sup> なお、不適切な会計方法から適切な会計方法への変更申請については、内国歳入庁の裁量権の範囲が狭いとされる。(Gertzman, 8-82)



も明らかにしていない。これらを検討したうえで、内国歳入庁長官は変更の承認にあたって条件を付すことができる。この条件として、「しばしば、申請している会計方法の変更を財務諸表においてもおこなうことを求めている（Gertzman, 8-81）」。これは、所得を明瞭に反映する方法から同じく所得を明瞭に反映する方法への変更であるため、変更後の方法は変更前の方法よりも所得を明瞭に反映する方法であると考えられるので、同じく適正な利益計算をする財務諸表においてもより適正な利益計算のために方法の変更がおこなわれなければならないと考えられるからである。納税者が会計方法の変更を申請する場合に、その会計方法の変更により課税所得の増加が生じるとは考えにくい。そのため、課税所得の減少と財務諸表利益の減少を結び付けることにより、課税所得減少を目的とした申請をさせないようにすることが意図されているといえよう。

このような課税所得の減少防止を意図した会計方法の選択に一定の制限を課すために財務諸表の利益計算方法との一致を求めるものにくわえて、公平性ならびに税務行政の簡便性等を意図して一致を求めるものがある。これは内国歳入法典の条文の解釈においてその余地が大きいときに、財務諸表の利益計算方法と一致していることを条件に内国歳入庁が企業の税務処理を原則として受け入れるものである。このような規定がセーフハーバー（Safe Harbor, 以下SH）として定められている。SHにおいては、さまざまな条件が定められており、財務諸表の利益計算方法との一致もそれら条件の一つにすぎない。しかしSHは内国歳入法典や財務省規則、あるいは他のガイダンスなどにも多くみられ、税実務において一定の役割を果たしており、財務諸表の利益計算方法との一致もまた、それらSHのなかに多くみられる。これらSHにおける財務諸表との一致要件にはどのような意味があるのだろうか。ここでは、SHの税法における役割・機能について検討することにしよう。

## II. セーフハーバーの一般的な機能

### 1. セーフハーバーの定義

税法あるいは税務会計に関するテキスト類においてSHを単独で取り上げているものはみうけられず、個別項目の処理にあたって特定のSHによる処理が示される程度である。また、取り上げられるSHもテキスト類において共通というわけでもない。SHは税法に限らず、多くの法体系においてみられるものであり、必ずしも税法に限定された位置づけがあるわけではないのかもしれない。そこで、*BARRON'S Dictionary of Tax Terms*によるSHの記述をみてみよう。

「納税者が好ましい税務処理を確実にするために、あるいは好ましくない税務処理を回避するために特定のパラメータを指標とする内国歳入庁が定めるガイダンス。その例として、1981

年に立法された、一定の取引に対するセール・アンド・リースバック処理を特に定められた要件を充たしている場合に保証する規定がある。この規定の目的は、損失を抱える会社が、利益のある会社とセール・アンド・リースバック契約を結び新資産の購入により生じる税便益をどの程度「販売」できるかを明確にすることであった。規定の意図するところは、かかる損失を抱える会社に即時のキャッシュフローを生み出すことであり、繰越規定による便益の繰延にあるのではない。(Crumpley, Friedman & Anders, p.254)

この記述によれば、税務処理の確実性を主たる目的として定められるものであり、例として挙げられているセール・アンド・リースバック契約の税務処理についても、その取引による益金の処理に関する不安定性を除去して損失企業の再建支援に資することが示されている。しかし、この規定が内国歳入法典によることなくSHで定められる理由を説明するものではない。

## 2. セーフハーバーの形態

BARRON'Sの記述は、SHの性格や位置付け等を明らかにしていない。このため特定の規定を定めるにあたりSHを用いる理由がどこにあるのか判然としない。この点について税法におけるSHの概念的整理を試みているCaubleの所説にしたがって検討してみよう。

Caubleは税法が、その性質に応じてルール (rule)、基準 (standard) および両者の間に位置するもの、すなわちSHから構成されているとする。ルールは、明確かつ事前にさまざまな納税者の活動から生じる税結果 (tax consequence) を定めている。一方、基準は納税者が行動を起こす前の段階では限定的なガイダンスを提供するのみであり、その活動で生じる税結果の最終的な決定を内国歳入庁と裁判所に委ねている。ルールと基準を両端とする範囲内にSHは存在する。(Cauble, pp.1-2)

ルールが定められているときには、納税者は行動を起こす前に自身の行動による税結果を把握できることになる。これに対して、基準の場合には、納税者は行動を起こす前には税結果について不確実性を抱えていることになる。これらの間に存在するSHは、納税者が明白な要件を充たした場合には、税結果を保証するものであり、またその税結果は納税者にとっては相対的に好ましい結果である。このため、SHではルールと同様に納税者が行動を起こす前に自身の税結果を把握できることになる。その一方で、SHが定める要件に合致しないことが望ましくない税結果を必ずもたらすわけではなく、それは基準と同様に最終的な決定を内国歳入庁や裁判所に委ねることになる。ルールの場合には、納税者の行動がルールと一致していないことは、好ましくない税結果をもたらすことに等しい。これに対して納税者の行動がSHと一致していないことは好ましくない税結果をもたらすとは限らず、SHと同様の好ましい結果をもたらすこともありうる。これはSH



が基準の曖昧さを補うために定められるものなので、SHの要件を充たさない場合には、その基準にもとづきその事実と環境にしたがって可否を判断されるからである。このようにSHはルールと基準のそれぞれの特徴を兼ね備えており、「ルールと基準のハイブリッド (Cauble, p.2)」となっている。

税法の規定は多くの場合、Caubleのいうところの基準で構成される。これら基準は特定の事案の事実と環境に基づいて判断される。しかし、それら事実と環境に基づいて判断する方式は、納税者からみれば非常に曖昧なものであり、税結果の不安定性をもたらす。この不安定性を排除するためにルールが定められ、判断の不安定性を緩和するためにSHが定められている。これらSHは、BARRON'Sの記述とは若干異なり、内国歳入法典に直接規定される場合<sup>5)</sup>もあれば、財務省規則やレベニュー・プロセジャールほか内国歳入庁が提供するガイダンス等にも定められる。

### 3. セーフハーバーの性格と機能

#### (1) デファクトスタンダードとデファクトルール

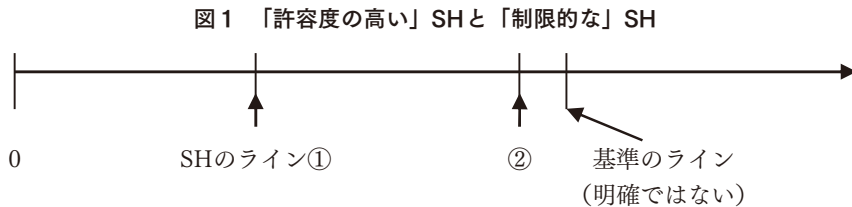
SHは、前述のごとくルールと基準のハイブリッドである。個々のSHはデファクトスタンダードとして機能するものもあれば、デファクトルールとして機能するものもある。これらを検討するにあたって、Caubleは特定の基準点あるいは境界線またはラインを仮定して検討する<sup>6)</sup>。ルールは、基準点あるいは境界線が明確であるのに対して、基準はそれが存在しつつも曖昧である。SHはルールに対して設定されるものではなく基準に対して設定されるものである。SHの基準点あるいは境界線と基準のそれらとの距離がSHの性格を決定するとする。このとき、SHの基準点あるいは境界線が基準のそれらに沿って近似である場合には「許容度の高い (permissive)」SHとされ、逆に基準のそれらから十分に内側に (基準を充たしていると判断される方向に) ある場合には「制限的な (restrictive)」SHとされる。「許容度の高い」SHがデファクトルールとして機能し、「制限的な」SHがデファクトスタンダードとして機能する。これを纏めると図1のようになる。

図1は、矢印方向に向かって解釈の程度を示している。たとえば、ある費用について税法は損金として控除できることは定めているが、それをいつ、いくら控除できるかを明確に定めていないとしよう。この場合には、その費用について事実と環境にもとづいてそれを判断することになる。このような定めはCaubleのいうところの基準となる。基準は明確ではないが、損金として認められるであろうと考えられる範囲は想定される。0は損金控除を請求しないことを意味し、矢

<sup>5)</sup> Caubleは、法人が株主との間でおこなう株式償還の処理を規定するSec.302を例として示している。(Cauble, p.7)

<sup>6)</sup> Caubleの仮定は概念整理のために設けられたものであり、SHにはCaubleが仮定するように明示的に数値化した規定もあれば特定の事象や方法を定める規定もある。

印方向に向かって損金計上額が増加する。基準のラインは明確ではないが、そのラインよりも内側であれば、損金の維持可能性は高まり、基準のライン前後は維持可能性が相対的に低下する。基準のラインを超過する程度にしたがって維持可能性が低下する（ただし、基準であるため必ず否認されることは意味しない）ことを示している。



基準が明確ではないがゆえにSHが定められるので、実際には基準のラインは明確ではない。納税者が基準のラインよりも左側で税ポジションを採用していれば、税務紛争が生じた場合でも0に近づくほどそのポジションを維持する可能性が高まる。一方、基準のラインに近づくほど、あるいはそれよりも右側で税ポジションを採用していれば、基準のラインは明確ではないのでラインを越えた税ポジションもまた維持できるであろうが、その維持可能性は低下する。そして右側に進むほど維持可能性は著しく低下していく。このとき、基準の不明確さを補うためにSHが設定されるときに、基準のラインに近接してSH②の位置にラインが設定された場合には、税ポジションが維持される可能性の範囲は広がる。このときには、0～②までの範囲で内国歳入庁が原則として受け入れる税ポジションを採用することができる。SH②のラインのSHは解釈の範囲が広がるので「許容度が高い」SHと性格づけられることになる。

しかし、SH②のラインを境界として税ポジションの維持可能性に大きく差がつくことになる。これは基準のラインとSH②のラインがほぼ一体化するため、これよりも右に税ポジションを採用することは、基準のラインを超過している可能性があり、その維持可能性に問題が生じることになる。SH②のラインを超過すると納税者にとって好ましくない結果を生じさせることになる。このため、SH②のラインは好ましい税結果を得られるラインであると同時に、そのラインを越えられないことを意味するので実質的にルールに等しいもの、すなわちデファクトルールとなる。

一方、SH①のラインは、基準のラインよりも大幅に左側にあるので、SHとして好ましい税結果が得られる税ポジションの範囲は狭い、つまり「制限的」である。しかし、SHはそもそもルールではないので、SH①のラインより右側に税ポジションを採用したとしても、基準のラインよりも左側にあるのでその範囲内であれば、基準のラインに維持可能性は低下していくとしても、十分に維持可能な税ポジションを採用することができる。このときSH①は、好ましい税結果を得ら

れる範囲がラインよりも右側に十分にあるので、そのラインの意味が基準と同様に曖昧になる。このため、SH①は事実上、デファクトスタンダードとして機能することになる。

## (2) スピード制限の例

CaubleはこのようなSHの一般的な機能、および基準とルールとの相違を、以下のようなスピード制限の例で説明している。

「基準は、高速道路を走る個人が現在の道路事情を前提に安全でないスピードで走行できないことを定めるかもしれない。ルールは、走行する個人が時速75マイルを超えてはならないと定めるかもしれない。SHは、Xマイルを超過していない個人には罰金を科さないと、またXマイルを超過している個人には、現在の道路事情を前提に安全でないスピードで運転している場合にのみ罰金が科せられる、と定めることもできるだろう。Xに割り当てる数値次第で、SHは「許容度が高い」ものとも「制限的な」ものともなりうる。Xが30マイルであれば、それは制限的であろう。ドライバーにたんに基礎となる基準—安全でないスピードで運転する—のみが示されている場合でさえ、罰金なしで時速30マイルで走行できると推測するだろう。ゆえに、非常に制限的なSHは、基礎となる基準が提供する以上の追加情報をほとんど提供しない。Xが80マイルならば、許容度が高いであろう。ドライバーは、時速80マイルで走行すればその速度は基礎となる基準にもとづき安全でないとみなされる、あるいはほぼそれと同一であると推測するだろう。結果として、時速80マイルのSHは、つまり許容度が高いSHは、事実上ルールとして機能する。(Cauble, p.8)」

基準は「安全でないスピード」と定めるだけなので、それがどの程度のスピードであるかが曖昧である。このため、何マイルで走行すれば罰金を科されるかは判明しない。一方、ルールは75マイルを明確に示しているので、76マイルで走行すれば罰金を科されることは判明している。

ルールによることなく基準のみでスピード制限をしている場合には、あいまいさが問題を生じさせると考えられるので、目安となる数値がSHとして定められることになる。基準で想定されるだろう値（ただし、明確ではない）を、ルールであれば定められるだろう75マイルと想定するならば、30マイルのSHは「安全でないスピード」までずいぶんと余裕があるので、安全のレベルが制限されていると同時に、30マイルを超えても「安全でない」とはいえないので基準（75マイル）に違反していることにはならない。一方、80マイルのSHが設定されるならば<sup>7)</sup>、想定されている

<sup>7)</sup> 前述の図1では、SH①と②はともに、基準のラインよりも内側にあった。しかし、基準のラインは曖昧で幅があるので、この例のように基準のラインよりも外側にSHが設定される場合も起きる。これは、基準のラインを数

75マイルとほぼ近似しているのに、80マイルを超過することは「安全でない」スピードとなりうる。81マイルでの走行は、「安全でない」走行となり罰金を科せられる可能性が高まる。このためSHの80マイルが安全の上限として機能することになり、これに違反することはできないので事実上ルールとして機能することになる。

このような基準との距離に応じて、SHの性格がルールまたは基準に近似したものとなりうる。もちろん、SHはそのいずれかの性格を有するものとなるのではなく、基準との距離に応じてそれら性格を併せ持つことになる。

### (3) パートナーシップの資格要件の例

事業実体は税務目的ではパートナーシップか法人のいずれかを選択することができる。パートナーシップを選択すれば、法人税申告書の提出は行われるが課税関係は生じず、益金および損金はパートナーに分配され、パートナー段階で課税関係が生じる。一方、法人を選択すれば、法人段階で課税関係が生じ、かつ分配された段階でも課税関係が生じる。このためパートナーシップ形態で事業活動を展開している場合には、税務目的でも同形態であることを選択するのが一般的である。

Cableはパートナーシップの資格要件を例（cable, pp.10-11）に、SHの機能を検討する。パートナーシップは一定の要件をみたすと税務目的では法人として扱われる。その要件は①「確立された証券市場で取引されている」か②「二次的な市場（またはそれに準ずるもの）で容易に取引できる」場合には「広く取引されているパートナーシップ」とみなされ（Sec.7704(b)）、パートナーシップ段階で課税関係が生じる。

さらに二次的な市場で容易に取引されているかの判断基準として、2つのSHすなわちprivate placement safe harborとlack of actual trading safe harborが定められている。前者は、1933年証券法にもとづき登録される必要のない取引で持分が発行されているか否かで（財務省規則1.7704-1(h)）、後者はある年度の持分のパートナーシップの資本または利益に対する総持分の2%を超えていないか否かで判断する（財務省規則1.7704-1(j)）。いずれかのSH要件が満たされていれば、パートナーシップは広く取引されているとはみなされず、税務目的においてもパートナーシップとして扱われる。

したがって、パートナーシップの持分が確立された市場で取引されておらず、かつ2つのSHのいずれかを満たしているときにその資格が保証される。このとき、パートナーシップの資格要件は次のように整理することができる。

---

値設定しているためにこのような例示となる。実際には、SHが基準のラインに近似していると考えられる場合には、それがラインの内側にあるのか、外側にあるのか、あるいは一致しているのかは判明しない。

- |                          |              |
|--------------------------|--------------|
| 1) 確立された証券市場で持分が取引されている  | ⇒ 広く取引されている  |
| 2) 確立された証券市場で持分が取引されていない |              |
| かつ-1) SHのいずれかを満たしている     | ⇒ 広く取引されていない |
| かつ-2) SHのいずれも満たしていない     | ⇒ ?          |

1) のケースでは、「確立された証券市場での持分取引」が条件となっているので、ルールとして機能する。したがってこの条件に合致した場合にはパートナーシップの持分は広く取引されていることになり、税務目的におけるパートナーシップの資格を失う。

2)-1) のケースでは、第1の条件を満たしておらず、かつSHのいずれかの条件を満たしているため、パートナーシップの資格が保証されている。

2)-2) のケースでは、第1の条件を満たしておらず、かつ第2の条件も満たしていないので、SHによるパートナーシップの資格を確保できない。しかし、そのことは「持分が広く取引されているパートナーシップであると自動的に扱われることを意味しない（財務省規則1.7704-1(c)(3)）」とされる。この場合には、「広く取引されている」か否かの判断は、膨大な事実と環境に照らして判断される。これら2つのSHはルールではないので、その要件を満たさないことが、パートナーシップの資格喪失と直接結びつくわけではない。

このようにSHは曖昧な基準の具体的な中身を具現化した条件を提示し、その条件を満たした場合に限りその取り扱いを保証するにすぎない。このため、その条件を満たさない場合には、その基礎となる基準にもとづき適合的な事実と環境に照らして判断が行われることになる。SHはルールに類する具体的な事項を定めるが、それを満たさない場合にルールのような強制力を備えているわけではない。

### Ⅲ. セーフハーバーの便益

前述のような特質や機能を有するSHが、ルールに代えて定められることの便益について考えてみよう。SHには4つの便益があるとされる。すなわち、確実性の増大、裁量性の軽減、寛容性、さらに意思決定の中立性である。

#### 1. 確実性の増大

SHは納税者のリスクと曖昧さを減少させ、確実性を増大させる。リスクは、納税者にとって望ましい結果が生じる機会が100%に達しない時にはいつでも生じる。これに対して曖昧さは、その結果が生じる機会が明白に把握できていないという事実から生じる。ゆえに、望ましい結果が生

じる機会が70%であるときにはリスクが存在し、その70%にたいして確信がある場合には、曖昧さは生じない。逆に確信が持てない時には曖昧さが生じている。(Cauble, Pp.15-16)

納税者はSHの要件を充たしている場合には、望ましい結果が生じる機会ほぼ100%であるので、リスクが減少するとともに、その機会がほぼ100%であることに確信をもっているので曖昧さも減少する。

前述のパートナーシップの例においてSHがない場合を考えてみよう。このときパートナーシップの持分が広く取引されているか否かの判断は、その持分が証券取引所に上場されているか否か、あるいはすべての事実と環境を前提にして、確立された証券市場で取引されるのと経済的に同等の方法で(二次的市場で)容易に売買もしくは交換できるか否かにもとづいて判断される。前者のテストは客観的であり曖昧さも生じないのである。持分が上場されていない場合に適用される後者のテストにおいて、それを充たすか否かの判断のリスクが存在し、そのリスクの評価について曖昧さが生じる。(Cauble, p.17) ここで後者のテストについてSHが用意されていれば、そのSHの要件にしたがうことによって、税務目的でのパートナーシップの資格を失うリスクがなくなり資格維持の機会がほぼ100%になり、さらにその機会についても確信をもてるので曖昧さも減少し、税務上のポジションの確実性が増大する。

しかしながら、税法において確実性は第一義的な目的とはいえないとする。これは確実性の増大は税実務の安定性をもたらすというプラスの効果とともに、次のようなマイナスの効果も伴う。すなわち、ルールあるいはSHの形態にかかわらず、リスクや曖昧さを縮小させるためのガイダンスが増大すると、洗練された納税者やそのアドバイザーが形式的に要件を充たす取引を組み立てるようになるからであるとする。(Cauble, pp.20-21) 極端に確実性を追求すると、租税回避行為をもたらしかねない。

その一方で、確実性が低下した場合にも問題が生じる。すなわち、納税者負担の増大、内国歳入庁の裁量の拡大と不統一性、税務訴訟の増大、過少申告の横行、納税者間の不公平といった現象を生じさせる。(Cauble, pp.22-23) この場合でも、同一の取引に対して異なる税務処理が行われるようになるので、租税回避行為が横行することになる。

確実性の極端な増減は、いずれの場合でも洗練された納税者やそのアドバイザーによる租税回避行為が生じることになる。このため、確実性の程度が重要となるが、これについてコンセンサスがあるとはいえないという。しかし、税法立案者が確実性の確保を念頭に置くならばSHよりもルールを用いるほうが好ましいという。この点を次の例で確認しよう。(Cauble, pp.24-28)

#### 設例 1

異なるパートナーで構成される2つのパートナーシップを考えてみよう。1つめのパート



ナーシップ（Cautious Partnership, CP）は、内国歳入庁の調査でも維持できる機会が高い税ポジションを採用したいパートナーで組成されている。たとえば、CPは維持可能な機会が90%以上ある場合のみ税ポジションを採用するとしよう。2つめのパートナーシップ（Aggressive Partnership, AP）は維持できる機会が低いポジションであっても採用したいパートナーで組成されている。たとえば、APは維持可能な機会が30%しかないポジションであっても採用するとしよう。両パートナーシップは、税務目的でパートナーシップの資格を維持できる範囲内でその持分を売却することをパートナーに認めたい。

### ① ルールの場合

パートナーシップの立場の維持可能性の判断基準が、「その持分の2%を超えない範囲で年間取引がされていること」というルールが設定されているとしよう。2%の境界が明示されているので、持分の2.01%の売買は維持可能性が0%になるため2%以内の売買しか行われぬ。このため、CPとAPは同じ判断をする。

### ② 基準の場合

パートナーシップの立場の維持可能性の判断基準が、「その持分が確立された証券市場に上場されているか、あるいは持分の取引量が、かかる市場のあるパートナーシップの持分取引量に等しいか否か」によるとしよう。前者のテストは客観的規準であるのでルールの場合と同様である。一方、後者のテストにおいては、APとCPは異なる判断をする。たとえばAPは維持可能な機会が30%あると判断する最大取引量を持分の15%とみるのに対して、CPは90%のそれを1.5%とみる。これによりAPはCPよりも多くの持分取引をパートナーに認めることになる。

### ③ SHの場合

①の2%の境界がSHで定められている場合にもAPとCPは異なる対応をする。SHでは2%を超えた取引量が税務目的でのパートナーシップのポジションを奪うことに直結するわけではない。SHは2%以下の取引量のパートナーシップに対してその維持の機会をほぼ100%認めているにすぎないので、2%を超えた取引量はその基礎となる基準にもとづいて判断されることになり、実質的には②の規準によることとなる。ゆえに、SHの場合には、APは15%の持分取引量を各パートナーに認めるのに対して、CPはSHとして明確に示されている2%の持分取引を各パートナーに認めることになる。

ルールはAPとCPの行動の差異を完全に排除することができる。これに比べてSHは完全には排

除することはできない。しかし、基準に比べて確実性を高めることはできる。確実性を高めると同時に、SHが用意されていない基準において生じる納税者の負担等の問題を軽減することになる。SHは基準しかない状況においてその設定により確実性を高めることになるが、確実性を追求するならば、APとCPの行動に差異が生じないルールの設定を選択することが望ましいことになる。

## 2. 裁量性の軽減

SHはルールに備わる裁量性を軽減することができるという。前述のルールの例において、2.01%の持分取引量はパートナーシップの資格を失わせる。ゆえに0.01%の持分取引量の相違が、パートナーシップの税結果に大きな影響を及ぼす。

このような非常にマイナーな税以外の区別（0.01%の取引量）が相当な税差異を生じさせるときに裁量が生じる。2%のラインは税務行政上の簡便性を理由に設定されるのかもしれないが、他の点が同一の納税者間で0.01%の差異により大きく異なる取り扱いがされてしまう。意味のない相違が異なる課税をもたらすことになる。SHの場合には、2%の要件が、パートナーシップの資格を得るための必要条件として機能するのではなく、客観的な境界を意味しSHの資格の目安として機能するにすぎない。持分取引量が2%であれば資格を維持できることが確実であり、また2.01%の持分取引量であっても資格を維持できる可能性がある程度あると考えられる。このため、SHは0.01%の相違がもたらす税結果を緩和することになる。（Cauble, pp.30-32）

SHのもとでは、0.01%の差異が税結果に及ぼす影響を軽減できることになる。この点において、SHはルールよりも有用であるといえる。税法立案者が公平性を重視するならば、SHはルールのもつ裁量性を緩和するという点から、SHのほうが有用であるといえる。

## 3. 寛容性

すべての納税者が税に関する情報に対して公平であるわけではない。十分な情報を入手できる、あるいは十分なアドバイスを受けられる納税者もいれば、そうでない納税者もいる。このような納税者間の情報に対する入手可能性の相違がある状況において、SHは情報の入手可能性において劣る納税者に寛容であるという。

ルールの場合には、アドバイスを受けなかった納税者あるいは不十分なアドバイスを受けていた納税者は自身がラインの間違ったサイドにいることに気づかないかもしれない。つまり、ルールは慎重でない納税者に罠を仕掛けるものである。とくに、慎重でなく洗練されていない納税者は税アドバイスを求める十分に洗練された納税者に比べて裕福でない傾向にあるため、ルールは不釣り合いに裕福な納税者に便益を与える一方で、裕福でない納税者に不利となる。裕福では

ない納税者はルールが存在に気づかない場合もあれば、その意味を十分に理解できていない場合もある。その場合にはルールによる便益を得ることなく、好ましくない税結果に直面することになる。ルールがもつ適用容易性は、それを適用しようとする者にのみ、たとえばアドバイスをうける洗練された納税者に有用であるにすぎない。そのようなルールの排他的特徴と異なり、情報にたいして不十分な状態におかれている納税者であっても、SHはすべてを失うわけではない。(Cauble, pp.32-33) SHが定められている場合には、たとえ納税者がその存在に気づいていない場合であっても、その基礎となる基準にもとづいて納税者の税ポジションの適否が判断されるからである。このときには、SHの定める境界の外側であっても、SHによる場合と同じ税結果を得られる可能性があるからである。ルールにはそのような可能性はない。

一方、ルールには2つの利点がある。SHは、この利点を共有している。第1に、ルールは、納税者が情報を求めている時には基準よりもその適用が容易なことである。洗練されていない納税者にとっては、ルールの適用は困難さをともなうが、SHはある意味で容易であるかもしれない。なぜなら、基準に対する税結果と納税者の無知による予測とを一致させることがルールによる場合よりも起こりそうだからである。第2に、ルールには納税者の意思決定コストの低減という潜在的な利点がある。SHはルールのこの便益を残している。行動する前に税法を把握しようとする納税者は、立法者が単なる基準で処理するのではなくSHを提供していれば、ルールの場合と同様に容易に取引の税結果を知ることができる。(Cauble, p.35)

SHは、洗練されていない納税者を助けるという意味では、ルールよりも効果的に機能する。それはルールよりも寛大であるからでもあり、また納税者の無知による予測と結果として一致させることが起こりそうなSHの基礎となる基準を維持しているからである。ルールによる場合には、これらの便益は排除されている。

#### 4. 意思決定の中立性

SHの便益には、状況によっては納税者の意思決定をルールや基準ほどにはひどく歪めそうになることがあるという。

税法は多くの法領域と同様に、線引きを含んでいる。しばしば税法は、連続体の両サイドにある取引、つまり経済的に似通った取引に異なる税処理を提供する。かかる場合に、立法者は両端の間にある取引を処理する方法、つまり異なる処理がおこなわれる境界を決定するために線引きをしなければならない。線引きがされると、一方のサイドの取引はひとつの方式で、他方のサイドの取引は別の方式で処理される。線引きが避けられないのであれば、それによる歪みを緩和するためには、同じ取引は同じく処理されるように線引きが一般にはなされるべきである。(Cauble, pp.36-38)

SHの要点は、ラインをどこに引くかではなく、どのようにラインを引くかにある。この点を、SHがどのような歪みを生じさせようかをパートナーシップの例をもとに検討しよう。(Cauble, pp.39-52)

### 設例 2

パートナーシップは、その持分が取引所に上場されていないものとし、税務以外の理由から、パートナーに持分の1.5%の売買を認めたいと考えている。

この条件のときに、持分の取引量を2%まで認めるSHがある場合には、パートナーシップは1.5%の持分取引をパートナーに認める。1.5%の取引量の決定は、パートナーシップに予測される税結果に影響を受けるわけではない。ゆえに、SHは税務以外の理由による行動を促進する。SHがない場合には、「あるパートナーシップの持分が市場で取引されている取引量」を判断材料とする基準にしたがうことになる。このとき、パートナーによる持分の売却がさらに進むと、たとえそれが2%未満のパートナーシップであってもパートナーシップの資格を維持する機会にリスクが生じるので、税以外の要因では合理的な行動であっても、それにより予測される税結果を想定してパートナーに売却取引を認めなくなるかもしれない。(Cauble, pp.39-40)

基準は税以外の要因にもとづく意思決定を歪めるかもしれないが、SHはそのような歪みを緩和させるかもしれない。しかし、SHによる歪みの緩和は、SHの性質にある程度左右され、「部分的には、SHが「許容的」か「制限的」かに依拠する (Cauble, p.40)」とされる。前述のごとく、「許容的」とは基準が想定するラインからSHのラインが基準の想定範囲内で近似していることを意味し、このときSHはデファクトルールとして機能する。一方、「制限的」とは基準が想定するラインからSHのラインが基準の想定範囲内において離れていることを意味し、このときSHはデファクトスタンダードとして機能する。これらSHの相違が歪みにどのように機能するかを次の例でみてみよう。

### 設例 3

パートナーシップはその持分が取引所に上場されていないものとし、税務以外の理由から、パートナーに持分売却を2.1%まで認めたいと考えている。

この条件の時に、2%のSHの存在は、2.1%の取引量の承認を制限するだろう。SHのもとでの取引量を承認すれば、それによるリスクと曖昧さが増大することになる。このため、この例ではSHがない場合のほうが2.1%の取引量を承認する可能性が高いであろう。(Cauble, p.41) した

がって、SHを上回る取引量の場合には、パートナーシップは取引量をSHのラインまで生き下げると考えられるので、SHは意思決定に歪みをもたらさうといえる。

ここで、基準によるラインが2%超付近であるとすれば、SHのラインは基準により想定されるラインに近似していると考えられるので「許容的」SHとされる。この場合には、税務以外の理由から2.1%の持分取引量を認めたいパートナーシップにとっては、2%のSHはその意思決定にそれほど影響を及ぼさない。もちろんSHが無い場合に比べればリスクと曖昧さは減少しているが、2%のSHが基準で想定されるラインと近似であるという情報が認識されていれば、2.1%の持分取引量の変更を検討することはないであろう。これに対して、基準によるラインが3%付近であるとすれば、SHのラインはその許容範囲内でまだ余裕があるので「制限的」SHとされる。このときパートナーシップは、税務以外の理由で決定した2.1%の取引量をさらに引き上げることを検討するかもしれない。

したがって、SHが制限的ならば、基準のラインまで余裕があるので、SHのラインを超える決定をする。このためSHは意思決定に対する歪みを悪化させる。一方、SHが許容的ならば、基準のラインまで余裕が無いので、SHのラインを超える決定をしない。このため、SHは歪みを緩和することになる。(Cauble, p.42)

次に、ルールとSHで比較してみよう。

設例3の条件にくわえて、ルールで取引量の上限が2%と定められているとする。このときパートナーシップが税務上の理由以外で2.1%の取引量を認めたい場合であっても、それはパートナーシップの資格を失うことを意味するので、持分取引量を2%以下にしなければならない。一方、SHがそれを定めているのであれば、パートナーシップはいくぶんリスクと曖昧さが増大するといえ2.1%の取引量を承認することができるだろう。このため、SHはルールに比べて納税者の税務以外の理由による意思決定にあたる歪みの程度は少ないといえる。もちろん、税務上の理由以外で取引量が2%から大きく離れるような場合には、SHにおいても意思決定に与える歪みの程度は大きくなる。(Cauble, pp.43-44)

このとき、SHが制限的であれば、認められるだろうラインまでの距離があるので、税務目的以外の要因でSHの定めるラインよりも多くの取引量を認めることはできるであろう。ゆえにSHはルールほどの歪みを生じさせないことになる。一方、SHが許容的であれば、それを超えた取引量についてはパートナーシップの資格を失わせるリスクと曖昧さが高まることになる。このため、この場合にはデファクトルールとなり、ルールが生じさせる歪みとほとんど変わりはないことになる。(Cauble, p.45)

税務目的以外の要因による意思決定とルールあるいはSHの定めとの関係は、それらの距離があまり離れていない場合には、上述のようになる。結局のところ、SHのラインおよびルールのライ

ンとの距離の程度に応じてそれらから生じる歪みの程度が異なり、SHがデファクトルールになる状況では、SHとルールではほとんど差異は生じない。次に、税務目的以外の取引量が、SHおよびルールのラインより超過し、かつ遠く離れているが基準のライン内には収まりそうなケースを考えてみよう。

#### 設例4

パートナーシップの持分は取引所に上場されていないとする。税務目的以外の理由から4%の取引量をパートナーに認めたいとする。パートナーシップはより有利な税結果を得るために2.5%まで取引量を引き下げることがあってもそれ未満は認めないとする。

このとき、2%のラインがSHによる場合とルールによる場合ではパートナーシップの対応は異なる。この場合には、SHによる場合よりもルールによる場合のほうが、4%の取引量を認めると考えられる。なぜなら、パートナーシップは、取引量を引き下げても2.5%にとどまるので、2%のルールにおいては、2.5%でも4%でも税務上の結果は同じとなるからである。このため、2%のルールは歪みを生じさせない。逆に、2%のSHでは、パートナーシップがそれに対応して2.5%まで取引量を引き下げられるかもしれない。これは、SHの要件をみたまない場合でもその基礎となる基準（あるパートナーシップの持分が市場で売却される取引量）にもとづいて同じ税結果を得られるかもしれないからである。ゆえに、2%を定めるSHは意思決定に歪みを生じさせることになる。これは、SHが制限的であるときには、基準のラインまでに余裕があるので、歪みを生じさせるかもしれないことを意味する。この場合には、SHはルールよりも歪みを生じさせやすい。一方、SHが許容的であるときには、基準と同じ状況にあると考えられるため、許容する取引量をそのラインに近づけても税結果に変化はないので、取引量の変化つまり意思決定の歪みは生じない。したがって、許容的なSHはルールと同様に歪みを生じさせないことになる。（Cauble, p.46）

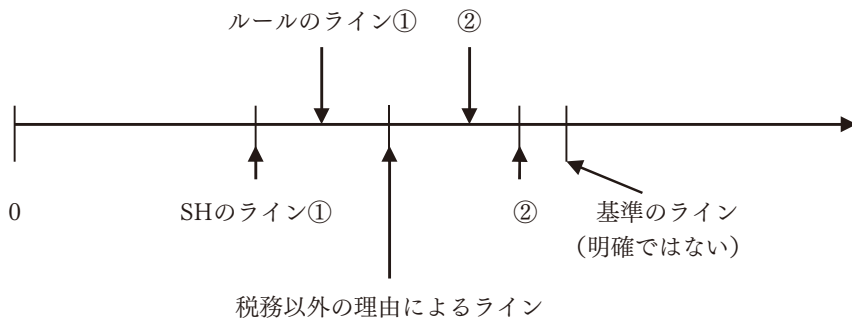
ここまでのSH、ルール、基準と税務以外の理由のラインの関係を整理しよう。図2はそれらラインの基本的な関係を示しているが、いずれのラインの関係も不変ではない。ただし、明確ではないとはいえ、税務以外の理由によるライン以外は基準のラインを超過することはない。

ルールのラインと税務以外の理由によるラインとの関係は、基本的にはルールのライン①または②に税務以外の理由によるラインに一致または近似させようとする関係にある。ルールのラインより左側は、どの位置であっても税結果は同じである。ゆえに、ルール②による税結果と税務以外の理由によるラインの税結果は同じになる、つまりパートナーシップの資格は維持されるので、取引量をルール②に近づけようとする。一方、税務以外の理由によるラインの税結果とルール①のそれとでは税結果が異なる。税務以外の理由によるラインの税結果はパートナーシップの



資格喪失である。この状況では、ルール①との距離に応じて対応が異なり、税務以外の理由によるラインがルール①に近ければ、税務以外の理由のラインを近づけ同じ税結果を得ようとする。しかし、それらに一定程度の距離がある場合には、ラインを一致させることが困難と考えられるので税務以外の理由によるラインは移動しないと考えられる。また、税務以外の理由によるラインがルール②の右側にある場合でも、ルール①に対して生じるのと同じ関係にある。したがって、ルール②は意思決定に歪みを生じさせるが、ルール①はそれと税務以外の理由によるラインが近似している場合にのみ歪みを生じさせることになる。

図2 SH・ルール・基準のラインと意思決定との関係



SHでは、その要件を充たしている場合の税結果とそうでない場合の税結果がつねに異なるわけではない。このため、ルールの場合のようにラインが近似させる基本的な関係にはない。SHの場合には明確でない基準のラインとの関係を念頭に入れる必要がある。SH①に対して税務以外の理由によるラインは右側に位置しているが、SH①から基準のラインまでには相当な距離がある。このためSH①と税務以外の理由によるラインの税結果は同じとなると想定されるので、SH①にラインを近づける必要性は生じない。しかし、SH①から基準のラインまで余裕があるので、税務以外の理由によるラインを基準のライン方向に移動させる可能性がある。一方、SH②に対しては、税務以外の理由によるラインに近似させることを検討する可能性がある。これはSH②のラインが基準のライン内に収まっているため、同じ税結果を得られることから、その範囲内で取引量を増やそうとするからである。しかし、SHはルールと異なり、必ずしもそれに合わせる必要はない。このためルールほどにはSH②への近似は起こらない。ゆえにSH①はそのライン方向に対する歪みを生じさせないが基準のライン方向へは歪みを生じさせる。一方、SH②は歪みを生じさせる場合があるがルールほどではないことになる。

次に、税務以外の理由によるラインがSH②のラインよりも右側にあるが、基準のラインよりも左側にある場合をみてみよう。SH②と基準のラインとの距離はあまり離れていない。ここでは、

SH②のラインに近づけることにはあまり意味はない。SH②と基準がほぼ一体化しているので、それらの範囲に収まる取引量であれば税結果は同じと考えられるからである。このため、SH①の右側に税務以外の理由によるラインがあるときのような、基準のライン方向への移動は生じないと考えられる。

このようにSHが税務以外の理由によるラインに影響を及ぼすか否かは、SHが制限的であるか、許容的であるかによる。SH①は制限的であるのでルールほどではないが基準のライン方向に歪みを生じさせるのに対して、SH②は許容的であるので歪みを生じさせないと考えられる。

#### IV. セーフハーバーと帳簿要件

ここまでCaubleの所論にもとづき税法におけるSHの意義を検討してきた。それによるSHの特徴とインプリケーションは以下のように纏めることができる。(Cauble, pp.51-52)

- ① ルールは確実性を提供するのに相応しい。確実性が上位に位置するときにはルールを選択すべきである。
- ② SHはルールよりも裁量の少ない結果を生じさせる。
- ③ SHは公平性の目的を促進するように設計される。
- ④ ある場合には、立法者は納税者の意思決定を、所与のパラメータの範囲内で行動するように促すことで歪めたいかもしれない。この場合には、納税者の非税務選好がどこにあるかを測定すべきである。・・・立法者が誘導したいラインに対して、納税者が税以外の要因でどの位置を選択したいかによってルール、SH（許容的か制限的か）、あるいは基準の選択を決めるべきである。
- ⑤ 納税者の意思決定を歪めたくない場合でも、(④と同様に)どこにラインを引くかで決めるべきである。

これらの特徴から、税法立案者が確実性を重視するならばルールを、公平性を重視するならばSHを選択するのが好ましいことになる。そして、それらによって納税者の意思決定に影響を及ぼす程度に応じて、基準、ルール、SHが選択され、またSHが許容的であるか、制限的であるか、あるいはそれらの程度が決定されることになる。

このように税法立案者は、確実性あるいは公平性のいずれかを重視し、それに応じて基準、ルール、SHを選択、あるいは組み合わせる税法規定を定めることになる。このことを念頭において、SHで財務諸表との一致を定める意味を考えてみよう。Caubleの所論は、パートナーシップの資格

要件を例にして展開しているように、ラインを明確に示せるものを念頭にしている。これに対して、課税所得計算にかかわる規定には、ラインを明確に示せないものが多く含まれている。そもそも内国歳入法典Sec.446(b)にある「所得の明瞭な反映」という要件が課税所得計算のすべてに関係している。課税所得計算は納税者の「所得の明瞭な反映」を達成する必要がある。この目的のためにさまざまな法人税法の規定が定められ、それら規定に準拠して課税所得計算がおこなわれる。しかしそれら規定への文言上の要件の充足は、必ずしも「所得の明瞭な反映」の要件を充たしているとは断定できない。それによる課税所得計算については「所得の明瞭な反映」の可否が検討される。この意味では、Sec.446(a)および(b)はCaubleの定義する基準に相当し、他の税法規定は「所得の明瞭な反映」を実現するための基準、ルールあるいはSHであるとみなすこともできるであろう。「所得の明瞭な反映」は、ルールのように確固としたものではなくその内容について曖昧さを含んでいる。特定の取引に対してこの基準の適用を具現化するときに、確固たるルールによる場合もあれば曖昧な基準が定められる。その曖昧な基準に対してときにSHを定める場合もある。

前述のCaubleの整理にあるように、その曖昧な基準に対してルールではなくSHを定めることの利点は公平性を担保できることにある。個々の納税者の事実と環境にもとづく課税所得計算においては、確実性の追求は画一的な所得計算をもたらし、納税者間の相違を反映させることができない。この相違を一定程度反映させるためには、公平性を担保しうる仕組みが必要となる。

たとえば、米国では発生主義納税者は貸倒引当金の損金計上を原則として認められていないが、一定の要件を充たす発生主義納税者には納税者自身の経験にもとづき実際に債権が無価値になる前に損失を控除することが認められている。これはかかる納税者に対してそれを認めることが「所得の明瞭な反映」の達成に必要とされるからである。このために、内国歳入法典は「…納税者が、役務提供の対価として受領する金額について発生主義会計を適用する際に、…その金額のうち（その納税者の経験にもとづき）回収されない部分については発生させることを要求されない…（Sec.448(d)(5)）」と定め、貸倒れが予測される金額を益金（売上）から除外することを認めている<sup>(8)</sup>。この規定には除外される金額の測定にあたり「納税者の経験にもとづく」ことが定められおり、その内容については規定されておらず曖昧な状態にある。ゆえに、この規定はCaubleの定義する基準に相当する。そこで財務省規則は当初、「納税者の経験にもとづく」測定についてそれを明瞭に反映する納税者自身の方法を採用することを認めている（Reg.1448-2(d)(1)）が<sup>9</sup>、その方法についてセルフテストを実施し、かつ利用に一定の制約があった。この規則は、Caubleの定義するルールでもSHでもない。この規則によれば、「明瞭に反映する」か否かの内容が曖昧と

<sup>(8)</sup> 貸倒引当金の損金計上を認めているわけではないが、課税所得計算に及ぼす効果は同じである。

なるため、それは基準に相当するものとなり、実際にこの点にかかわる税務紛争が頻発した。このため、その曖昧さを取り除くために、その後いくつかのSHが段階的に定められた。その方法の一つとして、財務諸表で計上されている貸倒引当金の額の95%を回収不能額として用いることができるとする帳簿ベースの経験的非発生高見積法（nonaccrual experience book safe harbor method）が定められている（Revenue Procedure 2011-46, Sec.4.01(1)）。

この方法における財務諸表には次のものが該当するとしている。

- (1) 証券取引委員会に提出を要求される財務諸表（10Kもしくは株主への年次報告書）
- (2) 独立の公認会計士による監査報告書が添付されている監査済財務諸表（外国法人の場合には、わが国と同様の資格ある独立のプロフェッショナルによる監査報告書が添付された監査済財務諸表）であり、それらの目的が以下のものであること
  - (a) 信用目的
  - (b) 株主への報告目的、あるいは
  - (c) 税務以外の他のなんらかの重要な目的
- (3) 連邦または州政府、あるいは（証券取引委員会および内国歳入庁以外の）連邦または州の機関に提出を義務づけられている財務諸表（Revenue Procedure 2011-46, Sec.4.02）

対象となる財務諸表は、独立のプロフェッショナルによる監査済財務諸表であり、それら財務諸表は外部者あるいは規制機関等に報告されるものであることを前提にしている。これは、財務諸表上の数値を課税所得計算にあたって用いるにあたってその数値に客観性を担保することに意図があらう。

帳簿ベースの経験的非発生高見積法は、財務諸表で期末売掛金残高に対して設定された貸倒引当金のうち、当期に発生した売掛金残高相当額を算出するものである。これは納税者の非発生経験（次年度に売掛金の回収が起きない状態を意味する）を明瞭に反映させることを意図して定められているものである。この方法は、財務省規則で定めるSHの1つとして2011年に導入された。前述のごとくすでに「納税者自身の経験」を反映させる方法としていくつかのSHが導入されていた<sup>9)</sup>。法人税法は、経験的非発生高見積法による益金除外を認めるにあたり画一的な諸方法をSHとして定め確実性を高めるとともに、さらに新たに指定された財務諸表上の貸倒引当金の額を用いるSHを導入したことになる。ここでSHとして導入された財務諸表との一致は、納税者の貸倒れの実態に合わせるという意味で公平性を重視するものであるともいえる。公平性を重視してSH

<sup>9)</sup> 詳しくは、永田守男（2013）を参照されたい。

を定めるとともに、それによって納税者の負担を軽減することにもつながるのである。

くわえて、財務諸表上の貸倒引当金の額を用いる帳簿ベースの経験的非発生高見積法は、Cableの定義する許容的なSHに相当する。なぜなら、財務諸表上の貸倒引当金はGAAPによって設定されており、GAAPによる課税所得の計算は、原則として、内国歳入法典Sec.446(a)および財務省規則1.446-1により所得を明瞭に反映するものとみなされているからである。また、その「納税者自身の経験」はGAAPによる貸倒引当金の設定に反映されているからである。ここで、Sec.448(d)(5)で定める「納税者自身の経験」は、SHで指示する財務諸表上の引当金、すなわち財務諸表目的による「納税者自身の経験」に置き換えられることになる。このとき、SHである帳簿ベースの経験的非発生高見積法は、Sec.448(d)(5)の「納税者自身の経験」のデファクトルールとなる。そして、デファクトルールである許容的SHは、税務以外の理由による意思決定を歪めない。ゆえに、税務以外の理由に相当する財務諸表目的の利益計算を歪めることなく、財務諸表上の数値を用いて課税所得計算をおこなうことを可能としている。

## おわりに

本稿では、法人税法におけるSHの概念的整理とその機能について検討してきた。SHは、それが制限的SHであるか、許容的SHであるかによりその機能が異なるものとされる。制限的SHはデファクトスタンダードとして機能し、一方、許容的SHはデファクトルールとして機能する。このような機能を有するSHにおいて、帳簿ではなく財務諸表との一致を求める規定は、デファクトルールとして機能し、財務諸表目的の利益計算を歪めることなく、プロフェッショナルによる監査により客観化された財務諸表数値を用いて課税所得計算を可能としていることを示した。

個別のSHにおける財務諸表との一致規定については、別稿にて詳細な検討をすることとした。

## 参考文献

Abreu, Alice G. and Richard K. Greenstein (2012), It's Not a Rule: A Better Way to Understand the Definition of Income, *Florida Tax Review*, Vol.13 No.13, pp.1-36.

Cable, Emily (2014), Safe Harbors in Tax Law, *Connecticut Law Review*, Vol.47, (2015 Forthcoming), available at SSRN: <http://ssrn.com/abstract=2318438>. (2014年4月18日取得)

Gertzman, Stephen F. (1993), *Federal Tax Accounting, second edition*, Warren Gorham Lamont.

Kaplow, Louis (1992), Rules Versus Standards: An Economic Analysis, *Duke Law Journal*, Vol.42

No.3, pp.557-629.

Lawsky, Sarah B. (2009), Probably? Understanding Tax Law's Uncertainty, *University of Pennsylvania Law Review*, Vol.157, 2009; *GWU Legal Studies Research Paper No.422*; *GWU Law School Public Law Research Paper No.422*, available at SSRN: <http://ssrn.com/abstract=1161319>. (2014年1月21日取得)

永田守男 (2010) 「米国税法における後入先出法の行方」『財務会計研究』第4号.

永田守男 (2013) 「発生主義納税者に認められる貸倒見積高の益金除外規定」『静岡大学 経済研究』17巻3号.

矢内一好 (2011) 『米国税務会計史－確定決算主義再検討の視点から』中央大学出版部.

矢内一好 (2012) 『現代米国税務会計史』中央大学出版部.